

議員提出議案第 5 号

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年5月17日

福岡市議会
議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

伊藤嘉人

大石修二

中島まさひろ

天野こう

浜崎太郎

中山郁美

田中しんすけ

理由

この条例案を提出したのは、教育子ども委員会及び経済振興委員会の定数を改める必要があるによる。

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡市議会委員会条例（昭和33年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「13人」を「12人」に改め、同項第3号中「12人」を「13人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。